

郡山市社会福祉法人認可等審査会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市社会福祉法人等認可等事務取扱要綱(平成9年3月31日制定)第4条の規定に基づき、郡山市社会福祉法人認可等審査会(以下「審査会」という。)の組織、運営等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 社会福祉法人(以下「法人」という。)の設立認可に係る審査に関する事。
- (2) 法人の合併に関する事。
- (3) 法人の解散に関する事。
- (4) 国庫補助協議等又は独立行政法人福祉医療機構の融資対象となる施設の選定及び優先順位に係る審査に関する事。
- (5) その他市長が必要と認める事。

(審査基準)

第3条 前条に規定する審査は、次に掲げる事項に基づいて行うものとする。

- (1) 関係法令、厚生労働省通知等
- (2) 整備対象となる施設の入所・通所対象者の状況
- (3) 整備対象となる施設の地域的配置状況
- (4) 各種計画等に基づく施設の整備計画
- (5) その他法人の設立及び運営並びに施設の整備に関し参考となる事項

(組織)

第4条 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には保健福祉部長、副委員長にはこども部長をもって充てる。
- 3 委員には保健福祉部次長、こども部次長、保健福祉総務課長、生活支援課長、障がい福祉課長、健康長寿課長、介護保険課長、地域包括ケア推進課長、保健所総務課長、こども総務企画課長、子育て給付課長、こども家庭課長、保育課長、政策開発課長及び財政課長をもって充てる。
- 4 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(所管課長の事務)

第6条 第2条に掲げる事項について審査する必要があるときは、当該事項を所管する課の長(以下「所管課長」という。)は、直ちに委員長に対し審査会の招集を要請するものとする。

2 所管課長は、審査事項が次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める書類を審査会に提出しなければならない。

(1) 第2条第1号に規定する事項の場合 社会福祉法人審査調書(第1号様式)及び社会福祉法人認可審査表(第2号様式)

(2) 第2条第2号に規定する事項の場合 合併認可申請書の写し

(3) 第2条第3号に規定する事項の場合 解散(認可・認定)申請書の写し

(4) 第2条第4号に規定する事項の場合

ア 社会福祉施設等に係る施設整備計画国庫補助協議書に準ずる書類等事業計画の概要が確認できる書類

イ 社会福祉施設等整備計画審査表(整備の必要性、資金計画の状況等が確認できる所管課長が任意に定めた様式)

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、保健福祉部及び子ども部の当該事案を所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。